

旭川農業振興地域整備計画（昭和49年旭川市告示第93号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により変更後の旭川農業振興地域整備計画書及び関係図書を旭川市農政部農政課において縦覧に供する。

令和8年7月21日

旭川市長 今 津 寛 介



旭川農業振興地域整備計画の変更

1 農用地利用計画の変更

(1) 用途区分の変更 農地から農業用施設用地への変更

ア 区域 旭川市東鷹栖10線15号3182番1の内

イ 面積 1125.9㎡

（連絡先）

担当 農政部農政課農政係

電話 25-7417